

人権のつぼ

151

大山町人権交流センター TEL0859・54・2286
大山町茶畑1077・3 FAX0859・54・2413

「あいサポート条例」と「あいサポート運動」

一昨年(2020年)の4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、鳥取県では、昨年9月1日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称あいサポート条例)を施行したところです。

今回は、この「あいサポート条例」と「あいサポート運動」の概要について紹介します。

〈あいサポート条例の基本的な考え方〉

あいサポート条例は、障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けて、大きく5つの柱を設けています。

- (1) 障がいへの理解とあいサポート運動の推進
- (2) 障がい者差別の解消
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障
- (4) 災害時における障がい者支援
- (5) 障がい者の自立と社会参加の推進

〈あいサポート運動〉

「あいサポート運動」とは、様々な障がいの特性を理解して温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときには『ちょっとした手助け』を行って、誰もが安心して生き生きと暮らしていくことができる地域社会を目指す取り組みで、平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。

平成28年3月25日現在では、あいサポーター認定数約29万人です。あいサポート運動実施自治体は、中国5県、長野県、奈良県、埼玉県の2市5町、韓国江原道へと広がっています。

〈あいサポーターになるには〉

次の①、または②により、「あいサポートバッジ」及び「障がいの主な特性や必要な配慮の内容をまとめたパンフレット」を受け取ることができます。



①各職場や地域・団体などが開催する研修会に参加して「あいサポーター」に関する説明を受ける。

②「あいサポートバッジ」及びパンフレット「障がいを知り、共に生きる」の交付申請書を提出する。

(詳しくは鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課にお問い合わせください。)

大山町では、昨年12月17日に人権・同和教育推進大会を開催し、障がい者差別、部落差別、ヘイトスピーチの解消に向けてパネルディスカッションを行いました。

みんなが安心して暮らせる社会づくりに向けて取り組んでいきたいものです。

(参考)

・『あいサポート条例』で思いやりのある地域社会を築こう!! (鳥取県)

春風に乗せて

人権講演会

心の健康「エレキ紙芝居」の

『口画伯』がやってくる!

◆日時 2月18日(日) 13時

◆場所 中高ふれあい文化センター
「笑ってみんなで、息抜こう、生き抜こう」をメッセージに、いろんなジャンルの紙芝居を、大型スクリーンに映します。子どもからお年寄りまで、誰でも楽しめる紙芝居です。

◆問い合わせ先

中高ふれあい文化センター
☎0859・53・3865

第26回 桜の里 演歌民謡発表会



名和公民館サークル「なわカラオケフレンド」など「民謡教室」主催の歌謡発表会が開かれます。

日頃の練習の成果をお聞きください。恒例のお楽しみ抽選会もあります。

◆日時 2月25日(日) 13時

◆場所 保健福祉センターなわ